

マネジメントリポート

役員のための財務税務会社法ニュース

今回のテーマ： 企業年金の減額と移行問題

企業年金については、運用利回りの悪化(2008年度は 17.8%)による積立不足(退職給付債務 - 年金資産)の増加と、適格退職年金制度の廃止(2012年3月31日)にともなう移行が問題となっています。

1. 企業年金の減額

積立不足額の解消には、掛金の追加拠出や運用利回りの見直しなどが必要です。

JALでは、企業年金の減額(OB平均3割減・現役平均5割減)や運用予定利回り(4.5%)の見直しにより、積立不足額(2009年3月31日 3,314億円)の圧縮を図っています。

企業年金を減額するためには、厚生労働省令で定めるつぎの理由と手続が必要です。

理由	<ul style="list-style-type: none">・ 給付の設計の見直しを行う必要がある。・ 経営状況が悪化・ 掛金の拠出が困難になると見込まれる。
手続	<ul style="list-style-type: none">・ 受給権者などの 2/3 以上の同意・ 受給権者などの希望者に対し年金に代えて一時金の支給・ 加入者の 2/3 以上の同意・ 加入者の 1/3 以上で組織する労働組合があるときは労働組合の同意

2. 適格退職年金制度の移行 (企業年金連合会 HP より)

適格退職年金制度から他の制度への移行状況(2008年8月現在)は、つぎのとおりです。

移行後の制度	特 徴
中小企業退職金制度 15,064 企業	<ul style="list-style-type: none">・ 運用リスクがない・ 掛金の追加拠出がない・ 積立不足額を認識しない
確定拠出年金制度 4,931 企業	<ul style="list-style-type: none">・ 運用リスクがない(従業員側に運用リスクあり)・ 掛金の追加拠出がない・ 移行時に積立不足額の解消が必須・ 加入者に投資教育が必要
確定給付企業年金制度 4,475 企業 厚生年金基金 70 企業	<ul style="list-style-type: none">・ 運用リスクがある・ 掛金の追加拠出がある・ 移行時に積立不足額の解消が不要
その他(解約など)	<ul style="list-style-type: none">・ 解約 従業員側で一時所得として課税

2008年8月現在、中小企業を中心に3万社が移行未了となっています。

お見逃しなく！

適格退職年金制度は、2012年4月1日以降は税制上の優遇措置(メリット)が受けられなくなり、掛金は給与所得、一時金は一時所得として課税されます。